

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第76回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、県民の緑化意識の醸成及び県民参加による森づくりを推進するとともに、森林が育む愛媛県の自然、文化及び産業を全国に発信することを目的とする。

（事務所）

第 3 条 実行委員会の事務所は、愛媛県松山市二番町三丁目 6－5 明治安田生命松山二番町ビル内に置く。

（事業）

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- (6) その他全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

（構成）

第 5 条 実行委員会は、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で組織し、別表第 1 に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 3 実行委員会は、委員のうちから会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、愛媛県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、愛媛県副知事及び愛媛県議会議長をもって充てる。

（委員等の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、会計の監査に当たる。

5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者はこの限りでない。

3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第8条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、愛媛県職員の例による。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに参与及び監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) 幹事会に委任する事項に関すること。

(5) 専門委員会に付託する事項に関すること。

(6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。

- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

- 第12条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。
 - 3 幹事等は、関係機関及び関係団体等で構成し、別表第2に掲げる役職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長は、愛媛県農林水産部森林局長をもって充てる。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
 - 6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。
 - 7 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
 - 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (4) 第10条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 幹事会は、前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
 - 10 第10条第4項から第7項までの規定は、幹事会の会議において準用する。こ

の場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」に、「会長」とあるのは「幹事長」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

（専門委員会）

第13条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。
- 3 専門委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。
- 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 実行委員会の事務を処理するために、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を愛媛県農林水産部内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

（経費）

第15条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（事業計画、予算及び決算）

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛媛

県の例による。

第6章 解散

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛媛県に帰属するものとする。

第7章 補則

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年8月25日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和6年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係） 実行委員会

職 名	区 分	所 属	役 職
会長	県	愛媛県	知事
副会長	県	愛媛県	副知事
	県議会	愛媛県議会	議長
委員	国	林野庁四国森林管理局	局長
		環境省中国四国地方環境事務所	所長
		国土交通省四国地方整備局	局長
	県議会	愛媛県議会農林水産委員会	委員長
	市町	愛媛県市長会	会長
		愛媛県町村会	会長
		松山市	市長
		砥部町	町長
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長
		愛媛県町村議会議長会	会長
	学識経験者	愛媛大学	副学長
		松山大学	准教授
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	理事長
		愛媛県森林組合連合会	代表理事会長
		一般社団法人愛媛県木材協会	会長
		愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長
		愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長
		愛媛県森林土木協会	会長
		公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	理事長
		えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長
		緑の少年団愛媛県連盟	会長
		愛媛県林業経営者協会	会長
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長
	経済	愛媛県商工会議所連合会	会頭
		愛媛県商工会連合会	会長
		愛媛県中小企業団体中央会	会長
		愛媛経済同友会	代表幹事
		愛媛県経営者協会	会長
	宿泊・観光	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		愛媛ホテル協会	会長
		一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長
		一般社団法人愛媛県旅行業協会	会長
	輸送	一般社団法人愛媛県バス協会	会長
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長

		伊予鉄道株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長
		一般社団法人愛媛県トラック協会	会長
	建設・建築	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
		公益社団法人愛媛県建築士会	会長
		一般社団法人愛媛県建築士事務所協会	会長
		一般社団法人愛媛県中小建築業協会	会長
	教育	愛媛県小中学校長会	会長
		愛媛県高等学校長協会	会長
		愛媛県私立中学高等学校連合会	会長
		愛媛県特別支援学校長会	会長
	青少年	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長
		ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長
	文化	愛媛県文化協会	会長
	福祉・女性	愛媛県社会福祉協議会	会長
		愛媛県連合婦人会	会長
	県	愛媛県	教育長
		愛媛県	公営企業管理者
		愛媛県	参与
		愛媛県	営業本部長
		愛媛県	防災安全統括部長
		愛媛県	人口減少対策統括部長
		愛媛県	総務部長
		愛媛県	企画振興部長
		愛媛県	観光スポーツ文化部長
		愛媛県	県民環境部長
		愛媛県	保健福祉部長
		愛媛県	経済労働部長
		愛媛県	農林水産部長
		愛媛県	土木部長
		愛媛県警察本部	本部長
監事	県	愛媛県	会計管理者兼出納局長
	市町	松山市	会計管理者
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	代表取締役会長
		日本放送協会	松山放送局長
		南海放送株式会社	代表取締役社長
		株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長
		一般社団法人共同通信社	松山支局長
		株式会社時事通信社	松山支局長
		株式会社朝日新聞社	松山総局長

	株式会社毎日新聞社	松山支局長
	株式会社読売新聞大阪本社	松山支局長
	株式会社日本経済新聞社	松山支局長
	株式会社産経新聞社	松山支局長
	株式会社あいテレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛CATV	代表取締役社長
	株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長

別表第2（第12条関係） 幹事会

職 名	区 分	所 属	役 職
幹事長	県	愛媛県農林水産部森林局	局長
幹事	国	林野庁四国森林管理局愛媛森林管理署	署長
	市町	愛媛県市長会	事務局長
		愛媛県町村会	事務局長
		松山市農林水産部	部長
		砥部町農林課	課長
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	事務局長
		愛媛県森林組合連合会	代表理事専務
		一般社団法人愛媛県木材協会	専務理事
		愛媛県山林種苗農業協同組合	専務理事
	経済	愛媛県商工会議所連合会	専務理事
		愛媛県商工会連合会	専務理事
	観光	一般社団法人愛媛県観光物産協会	専務理事
	県	愛媛県企画振興部政策企画局秘書課	課長
		愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課	課長
		愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課	課長
		愛媛県農林水産部農政企画局農政課	課長
		愛媛県農林水産部森林局林業政策課	課長
		愛媛県農林水産部森林局森林整備課	課長
		愛媛県土木部道路都市局都市整備課	課長
		愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課	課長
		愛媛県警察本部警備部警衛対策課	課長